

## ご注意いただきたいこと

### お支払いする保険金

損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対し支払うべき治療費または修理費用等
求償権保全費用	発生した事故について、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要または有益であった費用
損害防止軽減費用	事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、弊社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停のための費用
保険会社への協力費用	弊社が必要に応じ被保険者に代わり、発生した事故の解決にあたる場合に、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合に、損害防止に努めた後に賠償責任がないと判明したときに、被害者の応急手当、病院への搬送、その他緊急措置に要した費用

### 告知事項・通知事項

#### ■契約締結時におけるご注意事項（告知事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険契約申込書およびその付属書類の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります。取扱代理店に告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。

#### ■契約締結後におけるご注意事項（通知事項）

保険契約申込書およびその付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときは、その発生を知った後、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知（承認請求）ください。

### 事故が発生した場合

#### ■事故にあわれた場合の弊社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく、下記の事項を取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がいただけなかったときは、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- 事故発生の日時・場所 ●被害者の住所・氏名・電話番号 ●事故の原因・状況
- 証人（目撃者）がいる場合は、その方の住所・氏名・電話番号 ●他の保険契約等の有無および有の場合はその内容 など

#### ■保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、保険金請求書および事故の状況に応じて必要な書類をご提出ください。事故の際、弊社よりご案内いたします。

#### ■保険金請求権

保険金のご請求保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### ■保険金請求権

この保険には、弊社が被保険者に代わって相手の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。ただし、事故の際は、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じます。なお、あらかじめ弊社の同意を得ないで損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等を差し引いて、保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

### 個人情報の取扱い

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ（<http://www.newindia.co.jp/>）をご参照ください。

### その他のご注意

- このパンフレットは、請負賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、保険会社破綻時等の取扱い、その他この保険の詳細内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・賠償責任保険追加条項・特別約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

#### 【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】

このパンフレット、取扱代理店または下記弊社営業店までご連絡ください。

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ~17:30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	
名古屋支店	052-533-9961	平日9:00 ~17:00
岐阜支店	058-207-0021	
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

#### ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）

日本支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル）  
TEL:03-5326-7396（大代表）  
ホームページ：<http://www.newindia.co.jp/>

#### 【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

#### ＜一般社団法人 保険オンブズマン＞

電話 03-5425-7963  
（受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時~12時、午後1時~5時）  
ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

#### 【お問い合わせ】



重要事項等説明書と併せてご確認ください。

# 請負賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加条項＋請負業者特別約款

この保険は、請負業務遂行中に発生した偶然な事故、または請負業務遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。



## ニューインディア保険会社



# 請負賠償責任保険の内容

## ■ 請負賠償責任保険の概要

請負業務遂行中に発生した偶然な事故、または請負業務遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## ■ お支払対象となる事故

次のような事故によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 請負業務遂行中の偶然な事故
- 請負業務遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥または管理の不備などによる偶然な事故

## ■ 保険金をお支払いする主な事故

●：保険金をお支払いする事故

保険金をお支払いする主な事故

ビル改装工事中に、高所から誤って工具を落とし、通行人にケガをさせた。

ビル新築工事中にクレーンが横転し、通行中の自動車を大破させた。

ビル外壁の塗装中に、誤ってペンキ缶を落とし、通行人の服を汚してしまった。

道路工事作業中に、ショベルカーの操作を誤り、ガスパイプを切断した。

資材置場に積んであった材木が崩れ、通行人にケガをした。

工事現場の照明灯が消えていたため、通行人が工事現場の穴に転落し、ケガをした。

## ■ 対象となる請負業務

建築工事、土木工事、機械設備の組立・据付工事、看板取付工事、ビル清掃作業、荷役作業、その他各種工事・作業

## ■ 下請負人の取扱い

下請負人は、被保険者の下請負人として行う業務に限り、被保険者に含まれます。

## ■ 契約方式

- 個別契約・・・個々の請負業務ごとに契約（注1）
  - 包括契約・・・保険期間を1年と設定して、その期間中に行うすべての請負業務を一括して契約（注2）
- （注1）対象となる工事・作業の請負金額が分かる書類（写）が必要となります。
- （注2）対象となる工事・作業の保険期間中の見込みの完成工事高・売上高が分かる書類（写）が必要となります。

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

- 被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に対する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
  - ・ 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
  - ・ 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊
  - ・ 地下水の増減
- 施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- 航空機、自動車（原動機付自転車を含みます。）または船舶の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- 仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
- 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

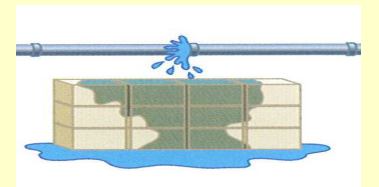
など

（注）「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、次に掲げるものに限りです。

- ① 被保険者が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
- ② 有償・無償を問わず、被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物および賃貸借契約により被保険者が賃借している施設を含みます。）または支給された財物（支給された資材および機材を含みます。）
- ③ 有償・無償を問わず、被保険者が他人から受託している、または預かっている財物
- ④ 被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）

## ■ セットできる特約条項

- 漏水担保特約条項  
給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー  
その他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- その他の特約条項については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。



## ■ 保険料の算出

個別契約の場合、保険料は、「請負金額」を保険料算出の基礎として、請負業務の内容・種類等により算出します。

<個別契約の例>

- 工事名、工事場所および周囲の状況、工事期間
- 請負金額
- 工事内容、工法（特に地下工事関係）
- 工事関係者（発注者・受注者・施工者・主たる下請負業者等）
- 過去の賠償事故の有無、その他危険測定に関する事項
- ご希望のお支払限度額
  - 身体賠償 1名につき 〇〇〇万円 / 1事故につき〇〇〇〇万円
  - 財物賠償 1事故につき〇〇〇万円
- ご希望の自己負担額（免責金額） 1事故 〇〇〇円